

平 2 8 環 境 政 策 第 7 5 号
平成 28 年(2016 年) 4 月 13 日

経済産業大臣 林 幹 雄 様

山口県知事 村 岡 嗣 政

西沖の山発電所（仮称）新設計画に係る環境影響評価方法書
に対する知事意見について

このことについて、環境影響評価法（平成 9 年法律第 8 1 号）第 1 0 条第 1 項及び電気事業法（昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号）第 4 6 条の 7 第 1 項の規定に基づき、環境の保全の見地から別紙のとおり意見を述べます。

なお、電気事業法第 4 6 条の 8 第 1 項の規定に基づく事業者への勧告に当たっては本意見に配慮されますようお願いいたします。

おって、本方法書に対する宇部市長及び山陽小野田市長の意見は、別添写しのとおりです。

西沖の山発電所(仮称)新設計画に係る環境影響評価方法書に対する知事意見

本事業は、周辺地域（宇部市、山陽小野田市）に 8 か所の既設火力発電所が立地する中で、総出力 1 2 0 万 k W（6 0 万 k W× 2 基）の石炭火力発電所を新設するものであり、施設の供用に伴い大量の二酸化炭素、温排水等が新たに排出され、また、工事の実施が長期間に及ぶことから、周辺環境への影響が懸念される。

さらに、本事業に伴う二酸化炭素の排出については、2030年度における国の温室効果ガスの削減目標や、今後策定される国の地球温暖化対策計画等との整合が図られたものでなければならない。

このため、事業者は、方法書の記載事項はもとより、以下に述べる事項について十分に留意した上で、適切に環境影響評価を実施し、その結果を踏まえ、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成する必要がある。

1 全体の事項

- （1）事業計画や工事計画の具体化に当たっては、地球温暖化防止、大気汚染防止、温排水対策、生物多様性保全等の観点から、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、利用可能な最良の技術の導入など、より一層の環境影響の低減について検討を行うとともに、地元住民等へ丁寧に説明すること。
- （2）施設の供用に伴う温排水について、放水口の位置、取放水温度差、排水量等の決定に当たっては、海域の流況や海岸・海底地形等を考慮した上で、海域環境への影響を可能な限り低減するよう検討を行うこと。
- （3）環境影響評価を行う過程において、項目及び手法の選定に係る事項に新たな事情が生じた場合には、選定した項目や手法を必要に応じて見直すとともに、追加的に調査・予測・評価を行うなど、適切に対応すること。
- （4）調査・予測・評価の結果を踏まえ、工事の実施時や施設の供用時における環境監視の項目の検討を行うこと。

2 個別的事項

（1）大気質

ア 対象事業実施区域周辺において、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び光化学オキシダントに係る環境基準値を超過している地点が存在することから、これらの原因物質となる硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等の排出による影響を可能な限り低減するため、最新鋭のばい煙処理施設の導入や煙突の高さ等について検討するとともに、それらの低減効果を踏まえた上で、適切に調査・予測・評価を行うこと。

イ 燃料となる石炭について、高品質で、硫黄分や重金属等の少ないものを選定するとともに、水銀等の重金属の排出による影響について、今後の国の法規制の動向等を踏まえた上で、適切に調査・予測・評価を行うこと。

ウ 施設の供用に伴う排出ガスについて、対象事業実施区域周辺の既設火力発電

所からの排出ガスとの重畳等による影響が懸念されることから、周辺の大気汚染常時監視測定局における大気汚染物質の濃度が短期的に高濃度となっている場合の気象条件等も考慮した上で、適切に調査・予測・評価を行うこと。

エ 工事用資材等の搬出入や石炭の輸送・貯蔵等に伴う粉じん等について、飛散防止対策を検討するとともに、気象条件等を考慮した上で、適切に調査・予測・評価を行うこと。

オ 施設の供用に伴う微小粒子状物質について、予測手法等に関する国の検討状況や最新の知見の収集を行うとともに、その拡散状況や寄与濃度を予測できる精度の高い手法が確立された場合には、環境影響評価項目に追加すること。

(2) 騒音・振動

ア 資材等の搬出入に伴う道路交通騒音について、環境基準値を超過している路線が選定されていることから、走行車両の増加による当該路線への影響を可能な限り回避・低減するよう検討するとともに、適切に調査・予測・評価を行うこと。

イ 工事の実施及び施設の供用に伴う騒音・振動について、建設機械や発電設備の稼働位置、騒音レベル等を把握した上で、環境保全措置の検討を行うとともに、必要に応じて環境影響評価項目に追加すること。

(3) 水質・底質

ア 対象事業実施区域の周辺海域において、水質に係る環境基準値を超過している地点が存在することから、施設の供用に伴う排水や工事の実施に伴う水の濁り等による当該海域への影響を可能な限り回避・低減するよう検討するとともに、適切に調査・予測・評価を行うこと。

イ 施設の供用に伴う温排水について、放水口の位置等を考慮し、水温や潮流等の調査地点を必要に応じて見直すなど、現況を的確に把握するとともに、対象事業実施区域周辺の既設火力発電所からの温排水との重畳による影響を考慮した上で、適切に調査・予測・評価を行うこと。

ウ 温排水の放水について、放水先における底質の巻き上げ等による影響が懸念されることから、環境保全措置の検討を行うとともに、必要に応じて環境影響評価項目に追加すること。

(4) 動物・植物

ア 動物及び植物への影響について、必要に応じて専門家の意見を聴くなど、生息・生育地の分布状況を的確に把握した上で、適切に調査・予測・評価を行うこと。

イ 陸生生物への影響について、対象事業実施区域内における草地等の生息・生育面積に対する土地改変の面積の割合や工事による一時的な土地改変が及ぼす影響を考慮した上で、事業計画を検討するとともに、適切に調査・予測・評価を行うこと。

ウ 海生生物への影響について、温排水の拡散予測の結果や生物種ごとの生息・生育の条件等を考慮した上で、適切に調査・予測・評価を行うこと。

エ 対象事業実施区域及びその周辺において、ノリの養殖等の漁業活動が営まれており、また、温排水による海域生態系への影響が懸念されることから、重要な種だけでなく、漁獲対象種や養殖対象種及びそれらの餌生物を含むその他の種への影響についても、適切に調査・予測・評価を行うこと。

(5) 景観

施設の存在に伴う景観への影響について、煙突の形状や色彩等を明らかにした上で、適切に調査・予測・評価を行うこと。

(6) 廃棄物等

工事の実施及び施設の供用に伴う廃棄物について、発生量を把握し、発生を抑制するとともに、セメント原料等としての再生利用についても検討を行った上で、適切に予測・評価を行うこと。

(7) 温室効果ガス

ア 本事業に伴う大量の二酸化炭素の排出について、国の温室効果ガスの削減目標等と整合するものとなるよう、実効性ある取組の検討を行い、その過程や結果を準備書に記載すること。また、電力業界が策定した「電気事業における低炭素社会実行計画」の目標達成に向けた具体的な仕組み及び内容についても準備書に記載すること。

イ 施設の供用に伴い排出される二酸化炭素について、竣工に至るスケジュール等を勘案した上で、石炭ガス化複合発電（I G C C）を含めた利用可能な最良の発電技術の導入による対策の検討を行うとともに、「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」（平成25年4月25日、経済産業省、環境省）におけるB A T（Best Available Technology）への適合状況、発電電力量当たりの排出量及び総排出量を準備書に記載すること。

ウ 発電技術以外の削減対策について、木質バイオマスとの混焼のほか、二国間クレジット制度（J C M）を活用した新興国や発展途上国等における取組、J-クレジット制度の利用などについても検討を行い、その過程や結果を準備書に記載すること。

エ 二酸化炭素の分離回収・貯留技術について、技術開発の状況を踏まえた上で、今後の導入の可能性や手法等の検討を行い、その過程や結果を準備書に記載すること。